

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成18年9月8日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 1の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「障害の等級」を「傷病等級」に改める。

第 9 条中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第 10 条の 2 第 2 号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 6 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第 10 条の 2 に次の 1 号を加える。

- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

第 12 条第 1 項第 4 号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第 1 条の 3 第 1 項及び第 1 条の 4 第 2 項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第 1 中「等級」を「傷病等級」に改める。

別表第 2 中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第 29 条第 2 項に規定するところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条の 2 の改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 2 条の 2 の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する通

勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。